

【DB】確定給付年金制度 2018 年 5 月法改正について

2018 年（平成 30 年）5 月 1 日に施行された法改正により、ポータビリティ移換対象者が拡大され、制度間ポータビリティが緩和されます。
改正事項は次の 3 点です。

①ポータビリティ移換対象者の拡大（中途脱退者の定義変更）

現行	改正後
<p>・中途脱退者の定義は以下のとおり</p> <p>年齢↓</p> <p>中途脱退者 (= 移換可)</p> <p>中途脱退者でない (= 移換不可)</p> <p>老齢給付金の加入者期間要件を満たさない</p> <p>老齢給付金の加入者期間要件を満たす</p> <p>加入者期間→ 10年</p>	<p>・中途脱退者の定義は以下のとおり</p> <p>年齢↓</p> <p>中途脱退者 (= 移換可)</p> <p>中途脱退者 (= 移換可)</p> <p>老齢給付金の加入者期間要件を満たさない</p> <p>老齢給付金の加入者期間要件を満たす</p> <p>加入者期間→ 10年</p>
<p style="text-align: center;">中途脱退者の定義</p> <p>DBの加入者の資格を喪失した者（<u>資格喪失日において老齢給付金の受給権を有する者を除く。</u>）であって、DBの加入者期間が10年に満たない者</p>	<p style="text-align: center;">中途脱退者の定義</p> <p>DBの加入者の資格を喪失した者（<u>脱退一時金を受け取るための要件を満たす場合に限る。</u>）</p>

- 中途脱退者の定義が『喪失時点で老齢給付（年金）を受給することができない方』へ変更されることとなり、当基金の規約では3年以上の加入期間があり、60歳未満に資格喪失された加入者の方については、全て中途脱退者となり他制度へ移換することができるようになります。
- 平成29年6月1日（制度設立）以降、平成30年4月30日までに資格喪失し、脱退一時金を繰下げていた方も中途脱退者に該当しますので、法改正に伴い脱退一時金相当額を他制度へ移換することが可能になります。

②企業年金間のポータビリティの緩和

現行					改正後																																																		
・移換の可否については以下のとおり					・移換の可否については以下のとおり																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">移換先制度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>DB</th> <th>企業型 DC</th> <th>個人型 DC</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">移換元制度</td> <td>DB</td> <td>○ (※1)</td> <td>○ (※2)</td> <td>○ (※2)</td> </tr> <tr> <td>企業型 DC</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人型 DC</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					移換先制度						DB	企業型 DC	個人型 DC		移換元制度	DB	○ (※1)	○ (※2)	○ (※2)	企業型 DC	×	○	○	個人型 DC	×	○	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">移換先制度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>DB</th> <th>企業型 DC</th> <th>個人型 DC</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">移換元制度</td> <td>DB</td> <td>○ (※1、 <u>※3</u>)</td> <td>○ (※2、 <u>※3</u>)</td> <td>○ (※2、 <u>※3</u>)</td> </tr> <tr> <td>企業型 DC</td> <td>○ (<u>※1</u>)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>個人型 DC</td> <td>○ (<u>※1</u>)</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					移換先制度						DB	企業型 DC	個人型 DC		移換元制度	DB	○ (※1、 <u>※3</u>)	○ (※2、 <u>※3</u>)	○ (※2、 <u>※3</u>)	企業型 DC	○ (<u>※1</u>)	○	○	個人型 DC	○ (<u>※1</u>)	○	-
移換先制度																																																							
	DB	企業型 DC	個人型 DC																																																				
移換元制度	DB	○ (※1)	○ (※2)	○ (※2)																																																			
	企業型 DC	×	○	○																																																			
	個人型 DC	×	○	-																																																			
移換先制度																																																							
	DB	企業型 DC	個人型 DC																																																				
移換元制度	DB	○ (※1、 <u>※3</u>)	○ (※2、 <u>※3</u>)	○ (※2、 <u>※3</u>)																																																			
	企業型 DC	○ (<u>※1</u>)	○	○																																																			
	個人型 DC	○ (<u>※1</u>)	○	-																																																			
※1：当基金での規約の定めはないため不可					※1：当基金での規約の定めはないため不可																																																		
※2：本人からの申出により、脱退一時金相当額の移換が可能					※2：本人からの申出により、脱退一時金相当額の移換が可能																																																		
					<u>※3：(1) による対象範囲が拡大</u>																																																		

③中退共制度と企業年金間のポータビリティの緩和

現行			改正後		
・移換の可否については以下のとおり			・移換の可否については以下のとおり		
移換元	移換先	移換の可否	移換元	移換先	移換の可否
中退共	DB	○ (※1)	中退共	DB	○ (※1、 <u>※2</u>)
	企業型 DC	○ (※1)		企業型 DC	○ (※1、 <u>※2</u>)
	個人型 DC	×		個人型 DC	×
DB	中退共	×	DB	中退共	○ (<u>※2</u>)
企業型 DC		×	企業型 DC		○ (<u>※2</u>)
個人型 DC		×	個人型 DC		×
※1：中小企業でなくなった場合			※1：中小企業でなくなった場合		
【補足説明】 「中小企業でなくなった場合」に限り、以下の移換が可能 ・中退共 → DB ・中退共 → 企業型 DC			【補足説明】 <u>左記に加えて、「合併等の場合」に限り以下の移換が可能</u> <u>・中退共 ⇔ DB</u> <u>・中退共 ⇔ 企業型 DC</u>		